

平成24年度補正予算に係る補助事業者 各位

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付規程
の一部変更について

平成31年 4月24日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第4項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成24年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成25年度補正予算に係る補助事業者 各位

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る
補助金交付規程の一部変更について

平成31年 4月24日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成25年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成26年度補正予算に係る補助事業者 各位

ものづくり・商業・サービス革新補助金交付規程の一部変更について

平成31年 4月24日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

ものづくり・商業・サービス革新補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成26年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成27年度補正予算に係る補助事業者 各位

平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金交付規程
の一部変更について

令和元年5月31日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成27年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成28年度補正予算に係る補助事業者 各位

平成28年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金交付規程
の一部変更について

令和元年5月31日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成28年度補正予算に係る補助事業から適用する。

平成29年度補正予算に係る補助事業者 各位

平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金交付規程
の一部変更について

令和元年5月31日
全国中小企業団体中央会
長野県地域事務局
長野県中小企業団体中央会

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金に係る補助金交付規程を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第18条第6項の新設

(財産の処分の制限)

第18条 (第1項～第5項 略)

6 補助事業者は、第1項に規定する取得財産が平成30年7月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第3項の規定にかかわらず、様式第12-1による財産処分報告書を長野県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第3項の納付は免除される。

注：「平成30年7月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成29年度補正予算に係る補助事業から適用する。